

令和 2 年

市議会 9 月定例会議案参考資料

健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

○健全化判断比率

(単位：％)

	令和元年度		平成30年度		前年度比	財政再生基準	備 考
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準			
実質赤字比率	— (△ 6.94)	12.90	— (△ 6.15)	12.92	— (△ 0.79)	20.00	歳入総額から歳出総額を差し引いた額の標準財政規模に対する比率
連結 実質赤字比率	— (△ 21.77)	17.90	— (△ 23.67)	17.92	— (1.90)	30.00	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3か年平均)	3.1	25.0	3.0	25.0	(0.1)	35.0	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	— (△ 9.8)	350.0	— (△ 10.9)	350.0	— (1.1)		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備考

- 1 比率欄の括弧内に実質黒字の程度（比率）を記載
- 2 比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政再生計画」を作成し、住民に公表し、及び総務大臣に報告する。

○公営企業の資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	令和元年度		平成30年度		前年度比	備 考
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	— (△ 161.4)	20.0	— (△ 167.0)	20.0	— (5.6)	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
下水道事業会計	— (△ 27.7)	20.0	— (△ 85.9)	20.0	— (58.2)	

備考 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。

知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第58号、参考資料)

改正後				改正前			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
手当の種類	勤務内容	支給額		手当の種類	勤務内容	支給額	
略				略			
防疫手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業(次項に掲げるものを除く。) 市長の定める場所において、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するた めに緊急に行われた措置に係る作業であって市長の定めるもの	日額 500 日額 3,000(ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに準ずると認める作業に従事した場合の日額は、4,000)		防疫手当	感染症患者若しくは、<u>感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業</u>	日額 500	
略				略			

※下線は、実際に改正のある箇所のみ引いてあります。

